合評会『刑事司法とジェンダー』 ――性暴力加害者の責任を問う、ということ

2013/10/20@京都大学文学部新館第 7 講義室

文責：猪股祐介

まとめ

牧野雅子『刑事司法とジェンダー』(インパクト出版会、2013 年) の合評会を、森岡正博さん (大阪府立大学、『感じない男』等)、北原みのりさん (ラビピースクラブ主宰、『毒婦。木嶋佳苗 100 日裁判傍聴記』等) をコメンテータに招き、2013 年 10 月 20 日の午後 1 時－4 時半、京都大学文学部新館第 7 講義室にて開催した。当日は雨にも拘わらず、50 名強の聴衆が詰めかけ、本書ならびに性暴力をめぐる刑事司法や男性性の問題に対する関心の高さをうかがわせた。

北原報告は、木嶋佳苗裁判傍聴の体験を引きつつ、本書が司法による動機の「物語」の形成、特に「性欲」定義の恣意性を明らかにした点で、刑事司法のみならず男性論としても革命的であることを論じた。より具体的には、橋下徹の慰安婦発言や会田誠展覧会等の暴力の根底に、男の性欲を本能として正当化し、融通無碍に捉えるセクシズムがあること、そしてそれは男性の性欲を刑事司法過程を通じて本能に仕立てあげ、強姦の動機の「物語」に組み込む刑事司法とパラレルにあることを指摘した。そのうえで、男性による性暴力を性欲によるものと許容する社会が、女性にいかに恐怖を与えるかを示した。

森岡報告は、本書の細部にわたりコメント・疑問を提起するものであった。まず加害者 Y が強姦に際して悪や自分の決めたルールに固着することへの疑問などが提起された。次に Y が強姦に至った原因として男性不妊症であったことが大きいという仮説をもとに、Y が強姦後に感じる恐怖が、男性の射精後の墜落感 (男の不感症：『感じない男』より) に通じること等を指摘したうえで、Y の自信回復の試みがなぜセックスを通じてなされたのか疑問を呈した。そして Y の「男の不感症」は男性一般にあてはまるのではないだろうか、言い換えれば、男性は潜在的に強姦者ではないだろうかという仮説を示した。

著者牧野のリプライは、森岡報告への応答がその大半を占めた。それらのうち特に重要なものは次の 5 つである。(1)加害者 Y の悪への固着については、一種の優越感ともいえ、性暴力に限らず、多くの犯罪者に共通するものである。(2)ルールへの固着については、計画をたてそれを実行することで自身のコントロール力を確認する意味があった。(3)Y の不妊症に関しては、事実として疑問視されている上、自身の意識の中でも、一連の不幸な出来事の一つとして位置づけられているにすぎない。(4)Y の強姦後の恐怖感は、自身の加害行為に直面した恐怖心であり、これも他の犯罪者に共通するものである。(5)Y の自信回復の試みは「セックス」を通じてなされたのではなく、暴力の行使によると考える。Y にとって強姦は、暴力を正当化し、かつ隠蔽する行為であり、「セックス」とは異なるものである。また、射精に固執したのは、射精の有無を問題視する性犯罪捜査に通底する価値観、すなわち強姦は射精をもって完成するという強姦性欲原因説をなぞったものともいえ、犯

行時、現職の警察官であったYが、その価値観を内面化していたことも大きい。

また牧野は、男性が男性加害者の声を聴かないのはなぜかと問題提起した。男性性の問題や性暴力を研究テーマとする男性研究者が、なぜ男性加害者の声を聴こうとしないのか。男性性の問いを自らに向けることにとどまり、強姦等の性暴力から目を背けているのではないか。フロアの男性に向けて問いかけた。

休憩をはさみ、休憩中に回収した質問票に基づく質疑応答を行った。森岡報告の草食系男子が潜在的強姦者であることを脱構築する可能性について質問があり、それに関連して北原が世間でいわれる「草食系男子」の性的行動について言及した。北原はセックス関連グッズの売れ行きに関して、パートナー間で使うグッズが売れる欧米異なり、日本では男性が単独で使用する幼女を連想させる商品が売上を伸ばしていることから、いわゆる「草食系男子」の性的攻撃性が強いことに注意を喚起し、森岡もロリコンの危険性を指摘した。

また質問は牧野に集中した。時間の制約から、牧野はこれら質問を 2 つに大別して回答した。一つは「(牧野著作を受けて) どうしたら性暴力は減らせるか」という質問であり、もう一つは「Yの個人的要因を重視すべきではないか」という質問である。

これら質問に対して、性暴力抑止のためには、様々なアプローチが必要であること、その上で、本書の目的は、犯罪に関する情報を独占している刑事司法の性暴力に対する眼差しを問うことであると説明された。性暴力の原因を男性加害者の性欲に帰すとともに、女性被害者を「汚された女性」として扱い、そうした価値観が加害者や社会に共有されることが性暴力を可能ならしめることを指摘し、現行刑法に則った性犯罪の厳罰化などの性暴力抑止のあり方を再考すべきであるとした。また、個人的要因を重視する考え方が性暴力抑止に効果的であるかについては疑問を持っていること、それよりも、強姦を可能ならしめる社会的要因を取り除くことに重点を置きたい旨の説明があった。

質問票に対する登壇者の回答が終わったところで、フロアからの質問を受けた。牧野報告の「男性が男性加害者の声をなぜ聴こうとしないのか」という問いに応えるかたちで、フロアの女性より「アカデミズムに、男性による男性加害者の聞き取りを中心とした研究を困難にする構造的問題が存在する以上、女性研究者が男性研究をすることは避けられないのではないか」という意見や、森岡報告に対して「男性が潜在的に強姦者であると認識するにとどまり、なぜその先に進まないのか」という質問が出された。これに対して、森岡は自己を掘り下げることで、男性が潜在的に強姦者である内面の理由として、「男の不感症」概念を提起したが、制度等による社会構築的な側面については、難しい問題が残ると答えた。その他、合評会のタイトルである「加害者の責任を問う、ということ」の意味や警察組織の硬直性など次々と質問が出され、充実した質疑応答となった。

所感

合評会を通じて『刑事司法とジェンダー』の成果と意義が明確となった。それは強姦を可能にする社会の価値観を問い、刑事司法により強姦の「物語」が作られる過程を通じて

明らかにしたことである。すなわち、本書の革新性とは、強姦を加害者 Y の性的欲望に帰責する刑事司法や社会の「物語」によって、強姦被害者に対する差別、特に被害女性が強姦により「汚された」というスティグマが生み出されていることを、加害者と対峙する過程で突き止めたことである。

それは男性に対して、厳しい課題を突きつける。その課題とは、性暴力を加害者個人や男性一般の問題に切り詰めてしまわずに、性暴力を可能にする社会的価値観を利用してきた男性の立場から、性暴力に向き合うことである。森岡報告と牧野のやりとりは、性暴力の社会性と向き合うことを阻む男性性を浮き彫りにしたといえよう。牧野らの「なぜ男性加害者の声を聴こうとしないのか」、「なぜ男性性の問いを自らに向けるにとどまれるのか」という女性からの問いかけに、男性は応答しなければならない。「加害者の責任を問う、ということ」は加害者 Y だけではなく男性に向けられている。言い換えれば、男性は女性に性暴力の恐怖を与え続けている社会的価値観に、加担するか否かが問われているのである。

このような合評会で得た知見は、帝国日本の戦時性暴力についても示唆に富む。すなわち戦時性暴力を個人・軍隊・国家等の主体に帰責するだけでなく、それを可能たらしめる社会的価値観が、いかなる制度により作られてきたかを、歴史的に問わねばならない。それには戦時性暴力を許してきた男性性の徹底的な批判が含まれる。帝国日本の戦時性暴力においても「男性加害者への声を聴く」こと、すなわち直接の加害者やその協力者からなる「広義の加害者」に関する資料収集や聞き取り調査、そして被害者の語りから男性加害者の声を汲み取ることが必要である。

謝辞

多忙の中コメンテータを引き受けて頂いた北原みのりさん、森岡正博さん、合評会を強力にバックアップして頂いた KUASU 支援室、コーディネータの山本めゆさんに深謝申し上げます。